

災害拠点精神科病院の指定

(静岡県障害福祉課)

1 趣旨

災害時における精神科病院からの患者の受入れや精神科医療、精神症状の安定化等を提供する上で中心的な役割を担う医療機関である災害拠点精神科病院について、静岡県災害拠点精神科病院指定要綱に基づき、災害精神医療の拠点として指定した。

指定日：令和3年2月1日

2 災害拠点精神科病院について

平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震においては、被災した精神科病院から多数の患者搬送が行われ[※]、精神疾患を有する患者についても、災害医療体制における対応が必要とされた。今後想定される南海トラフ地震等の大規模災害においても、同様に多数の精神科患者への対応が必要となる可能性が高い。

一方、災害拠点病院の有する精神病床数は全国で約1万床（全精神病床の約3%）であり、精神科病院からの患者の受入れや精神症状の安定化等について、災害拠点病院のみで対応することは困難であることから、精神科病院においても、災害拠点病院と類似の機能を有する災害拠点精神科病院の整備の必要性について、厚生労働省において検討されてきた。

令和元年6月、同省の通知より災害拠点精神科病院の指定要件が示され、同年12月には令和2年度中までの指定を求められたことから、本県においても令和2年度中に指定する必要がある。

※平成23年東日本大震災においては、宮城県（3病院、計300人）、福島県（7病院、計918人）、計1,218名が県内外に搬送された。平成28年熊本地震においては、7病院、計595人が県内外に搬送された。

3 指定方針

(1) 「静岡県災害拠点精神科病院指定要件」（静岡県災害拠点精神科病院指定要綱（令和2年3月10日施行））を充足している、または、充足することが明らかである医療機関を指定する。

(2) 静岡県医療救護計画上の「地域災害拠点精神科病院」を、原則として二次医療圏（精神科病院がない熱海・伊東圏域を除く。）に1か所指定する。

※今回申請がなかった賀茂、富士、志太榛原、中東遠圏域については、今後、指定要件を満たす医療機関に対して、本県より協議の上、指定申請を促していく。

(3) 地域災害拠点精神科病院のうち、災害医療に関して県の中心的な役割を果たす「基幹災害拠点精神科病院」を原則として1か所指定する。

(4) 当該病院に指定の希望があること。

静岡県災害拠点精神科病院指定要件（主要項目抜粋）

区分	要件
運営体制	24時間緊急対応し、災害発生時に被災地内の精神科医療の必要な患者の受入れ及び搬出を行うことが可能な体制を有すること。
	災害派遣精神科医療チーム(DPAT)（なお、DPATはDPAT先遣隊であることが望ましい。）を保有し、その派遣体制があること。
	被災後に早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画が整備されていること。
施設及び設備	診療機能を有する施設は耐震構造を有することとし、病院機能を維持するために必要な全ての施設が耐震構造を有することが望ましい。
	衛星電話を保有し、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備すること。また、複数の通信手段を保有していることが望ましい。
搬送関係	被災した精神科病院に入院する精神疾患を有する患者等の広域搬送等のため、一時的に多くの患者を受け入れる場合を想定し、病院敷地内もしくは病院近接地に、患者の一時的避難所を運営するための施設を前もって確保しておくこと。

4 今回指定した医療機関

病院名	圏域	指定区分	DPAT	指定に当たっての考え方
地方独立行政法人 静岡県立病院機構 静岡県立こころの 医療センター	静岡	基幹 地域	H29.3.22 協定締結 DPAT先遣隊配置	県保健医療計画上、災害精神医療の 全域拠点機関である。DPAT先遣隊を 配置している。県中部地域の災害精 神医療の拠点となる。
公益財団法人 復康会 沼津中央病院	駿東 田方	地域	H29.3.22 協定締結 DPAT先遣隊配置	令和2年度に新規でDPAT先遣隊を配 置。県東部地域の災害精神医療の拠 点となる。
医療法人社団 澤記念会 神経科浜松病院	西部	地域	H29.3.22 協定締結 DPAT先遣隊配置	DPAT先遣隊を配置している。県西部 地域の災害精神医療の拠点となる。
社会福祉法人 聖隷福祉事業団総 合病院聖隷三方原 病院	西部	地域	H29.3.22 協定締結	身体合併症対応施設であり、県西部 地域の災害精神医療の拠点となる。

※協定とは、「静岡 DPAT の出動に関する協定」のことである。

※西部圏域は2病院を指定予定である。神経科浜松病院は DPAT 先遣隊を配置している点、聖隷三方原病院は身体合併患者に対応可能である点から、本県の災害精神医療の拠点になりうる医療機関であり、両院ともに指定の希望があることから指定した。

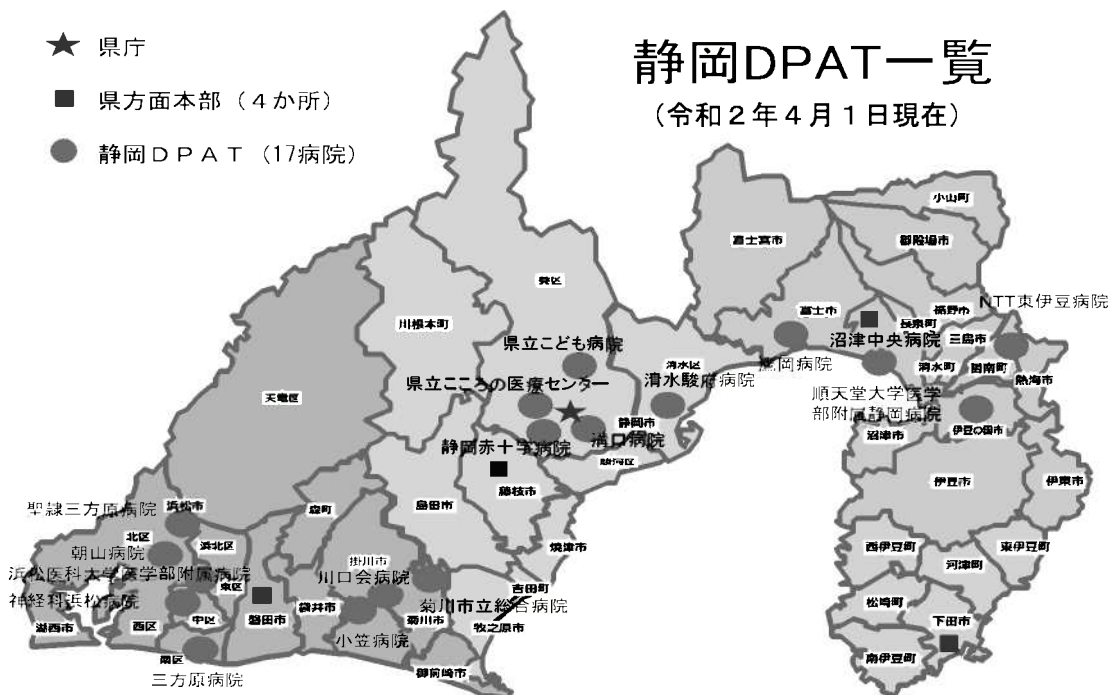
5 各協議会における審議経過

申請があった医療機関については、所在する二次医療圏域の地域医療協議会を経て、静岡県救急・災害医療対策協議会及び静岡県医療審議会において、災害拠点精神科病院の指定について審議を行い、承認された。

病院名	地域医療協議会		救急・災害医療対策協議会	医療審議会
	実施圏域	協議の結果		
静岡県立こころの医療センター	静岡	R2. 8. 6 承認済	R2. 12. 9 承認済	R3. 1. 6 承認済
沼津中央病院	駿東田方	R2. 8. 19 承認済		
神経科浜松病院	西部	R2. 8. 19 承認済		
聖隷三方原病院		R2. 8. 19 承認済		

静岡 DPAT の協力医療機関

医療圏	病院名	先遣隊	身体合併	医療圏	病院名	先遣隊	身体合併
駿東田方	NTT 東日本伊豆病院			中東遠	菊川市立総合病院		
	順天堂大学医学部附属静岡病院				川口会病院		
	沼津中央病院	○			小笠病院		
富士	鷹岡病院			西部	神経科浜松病院	○	
静岡	静岡県立こころの医療センター	○			三方原病院		
	清水駿府病院				朝山病院		
	溝口病院				浜松医科大学医学部附属病院		
	静岡県立こども病院			聖隷三方原病院		○	
	静岡赤十字病院			合計	17 病院		



災害拠点精神科病院の役割

- ①被災した精神科病院に入院する患者等の広域搬送のための一時避難所としての役割。
- ②災害時における地域の患者多数発生時への精神科診療に対応する役割。
- ③災害時の拠点として、県庁(DPAT調整本部)との連携に係る役割。

